

令和2年度宇治市入札監視委員会 第1回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 令和2年10月5日（月）13時40分～15時30分

2. 開催場所 市役所3階302会議室

3. 出席者

委員会：内村委員長、田窪委員、中田委員

事務局：本城総務部長、松井契約課長、山田契約係長

関係課：北岡人権環境部参事兼環境企画課長、飯田雨水対策課長、金久公園緑地課長、
田口健康生きがい課副課長、長谷川公園緑地課副課長、平山学校教育課学事
係長ほか

4. 報告案件

(1) 入札制度の概要

(2) 令和元年度第4四半期及び令和2年度第1四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について（令和2年1月～6月）

b 平成29～令和元年度指名停止の状況について

c 令和2年1月1日～令和2年6月30日の間に入札した案件数について

d 令和元年度の入札等の実施状況について

(3) 令和2年度入札・契約制度改革の概要について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【工事・条件付一般競争入札（総合評価競争入札）】

85758-1 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業

伊勢田8号系統排水路整備工事

②【役務・簡易公募型競争見積】

90092-1 あき地雑草等除去業務委託

③【物品・簡易公募型指名競争入札】

90641-2 校務ネットワーク用ロードバランサー賃貸借

④【役務・簡易公募型競争見積】

90016-2 宇治市住宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業業務委託

⑤【工事・条件付一般競争入札】

86961-1 黄檗公園野球場グラウンド改修工事（その1）

⑥【工事・一般競争入札】

90846-1 黄檗公園野球場グラウンド改修工事（その2）

II. 会議の結果

1. 経過

令和2年1月1日から6月30日までに入札した工事68件、コンサルタント22件、物品88件、役務179件の中から、審議案件6件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の案件に特殊な状況があるが、結果については特に問題が見受けられるものではない。一方で、低入札価格調査制度の失格基準価格の運用については検討されたい。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】 予定価格事後公表が入札結果に与えた影響について確認したい。

【答】 本件は予定価格事後公表案件であり、失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札があり、調査を実施した結果、入札価格において契約の内容に適合した履行が可能であると認め、落札決定した。

本件については、本市初の予定価格事後公表案件ではあったが、参加業者が適切な積算を行うことができた。予定価格事後公表の制度については、結果を分析しながら、制度の有効性を検証していきたい。

【委員意見】 入札結果に問題は見られない。

審議案件②について

【問】 指名業者数7者にもかかわらず全者辞退のため不調となった経緯について確認したい。

【答】 本業務は、所有者から依頼を受けたあき地において除草を行う業務である。全者辞退のため不調となったのは、予定価格内での業務履行が困難であったと考えられる。予定価格を見直し再発注した。

【委員意見】 入札結果に問題は見られないが、適正な予定価格の設定を検討してほしい。

審議案件③について

【問】 1回目取りやめ。2回目全者辞退のため不調の理由を確認したい。

【答】 1回目取りやめとなった原因については、仕様書に誤りがあったためである。2回目については、予定価格が合わず全者辞退となった。3回目は予定価格を見直し再発注した。

【委員意見】取りやめ・不調の経緯と競争関係の成立状況、その後の対応について確認できた。入札結果に問題は見られないが、競争環境を整えるため、次の発注の機会には、より多くの業者に参加してもらうよう、仕様及び予定価格の設定を分析する必要がある。

審議案件④について

【問】1回目見積書無効の理由を確認したい。

【答】1回目見積書無効となったのは入札書に訂正があったためである。

【問】参加業者が1者となっており、他の業者の参加は難しいのか。

【答】過去には他の業者の参加もあったが、もともとの対象業者数が少ないうえに、業務の特殊性から近年は1者のみの入札が続いている。

【委員意見】入札結果に問題は見られないが、競争環境を整えるため、同様の案件がある際には、1者の参加とにならないよう努めてほしい。

審議案件⑤について

【問】指名業者数が2者と参加業者が少ないが、（土木工事一般との比較で）本件工事の特殊性を確認したい。

【答】本件は黄檗公園野球場のグラウンドの改修工事である。野球場の内野部の黒土、外野部の人工芝の整備を行うものであり、一般的な土木工事とは違い特殊な工事である。そのため造園工事で発注した。参加業者は10者ほど想定していたが、体育施設の整備という専門的な工事であるため、参加が少なかったと考えられる。

【委員意見】本件工事の特殊性を確認することができた。

審議案件⑥について

【問】低入札価格調査の状況を確認したい。

【答】失格停止基準価格を下回る入札があり、1者失格停止処分となった。次点の業者が調査基準価格を下回るため、調査を実施した結果、入札価格において契約の内容に適合した履行が可能であると認め、落札決定した。

【委員意見】低入札価格調査制度は、従来の入札方法とは異なり、業者の真摯な努力による低入札価格設定を促すものであり、またその価格設定の妥当性を検証したうえで落札を認めるものである。しかし、失格停止基準価格は偶然によって決まるところもあり、それにより、失格となった業者の低入札価格の検証が阻まれかねない。失格停止基準価格についてはその合理性を検証し、適切な運用の方法を検討されたい。なお、調査結果には問題は見られない。

令和2年度宇治市入札監視委員会 第2回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 令和2年12月9日(水) 10時00分～11時20分

2. 開催場所 市役所5階501会議室

3. 出席者

委員会：内村委員長、中田委員

事務局：本城総務部長、松井契約課長、山田契約係長

関係課：吉田学校教育課長、堀江産業振興課長、浦部施設建築課長、蒲原下水道計画課長、小山こども福祉課学童保育係長、向井雨水対策課建設係長ほか

4. 報告案件

(1) 令和2年度第2四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 指名停止の状況について

c 令和2年7月1日～令和2年9月30日の間に入札した案件数について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【物品・簡易公募型指名競争入札】

90640-2 宇治市校務ネットワークシステム保守ライセンス一式

②【物品・簡易公募型指名競争入札】

91419-2 産業交流拠点用備品 12品目

③【工事・条件付一般競争入札】

90739-1 菟道第二育成学級新築工事

④【工事・一般競争入札】

90536-2 雨水貯留施設(堀池貯留管)整備工事

⑤【コンサル・簡易公募型指名競争入札】

91159-1 宇治市公共下水道事業資産調査・評価等業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

令和2年7月1日から令和2年9月30日までに入札した工事52件、コンサルタント29件、物品55件、役務111件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。

審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件の結果は案件毎の個別の事情によるものであり、特に問題が見受けられるものでない。予定価格等事後公表については、今後の推移を検証していく必要がある。

一方で、参加業者数が1者だけといった案件もあり、結果的に競争環境が整っていない状況も見受けられる。これらの案件については、競争環境を整えるためにも業者に確認するなどにより状況把握に努め、今後同様の発注がある際には、事前の参考見積を複数の事業者から徴取するなど、必要に応じて入札案件の周知について検討を行う必要がある。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【 問 】 参加業者が1者となった理由について。競争関係の確認をしたい。

【 答 】 ソフトのライセンスなので、取扱いが可能な業者であれば参加できるものと考えている。ライセンスの入札参加者は少なくなっているが、他のライセンスの案件で入札に参加している業者はある。

【 問 】 2者以上参加するための対応は必要ではないか。

【 答 】 以前から参加の地域要件を府内本店・支店・営業所事業者から地域要件なしに広げている。1者入札が続くのであれば、業者に対して発注情報を知っていたか、予定価格が低いなど問題がなかったか、不参加の理由について確認するなどしていきたい。

【委員意見】 入札結果に問題はない。

審議案件②について

【 問 】 参加業者が1者となった理由について。競争関係の確認をしたい。

【 答 】 商品は特殊なものではなく、規格を満たす物であれば他の商品でも認めている。過去の結果等から複数者の参加を見込んでいたが、結果として1者のみの参加となった。

【 問 】 1者であれば対象業者を宇治市内本店から広げるなどして、競争環境を優先させるべきではないか。

【 答 】 競争環境を整える為にも、参考見積を徴取する際は1者のみにせず、複数者から取ることをしないといけない。アナウンスにもなり参加業者も増えるのではないかと考える。

【委員意見】 入札結果に問題はない。

審議案件③について

- 【 問 】 不調の理由と事後公表との関係を確認したい。
- 【 答 】 不調は予定価格超過によるものである。
- 【 問 】 予定価格と入札金額に差が出る理由は何が考えられるのか。
- 【 答 】 メーカーの見積が必要な場合に、金額に差が出ることもある。他市においても建築工事は予定価格より上に出やすい傾向がある。予定価格事後公表による建築工事の実績が少ないので、今後の動向を見ていく必要がある。
- 【 問 】 事後公表の狙いは何か。
- 【 答 】 業者の積算能力の向上がこの制度の目的である。情報公開請求で設計額を見て研究が進んでいくと考えている。
- 【委員意見】 不調の経過については確認できた。事後公表については、開始して間もないこともありその件数も少ないことから経過を見守ることにしたい。

審議案件④について

- 【 問 】 低入札価格調査対象であったことの入札価格低減化への影響、メリットとデメリット、費用対効果などの検証を行いたい。予定価格が適切に設定されていたか。
- 【 答 】 積算方法について問題はなかったと考えている。
- 【 問 】 全ての業者が調査基準額を下回っている。正確な積算が困難な場合、低入札価格制度は有効とは思いますが、業者の事業規模によって価格に差が出るようであれば、大規模の業者が独占するような形にならないか。
- 【 答 】 今回の参加業者は事業規模が比較的大きい会社であった。提出された調査資料で整合性等の確認はしているので、業者の規模は関係ないと考えている。
- 【委員意見】 入札結果については特に問題はなく、低入札調査制度が適切に機能していることが確認できた。

審議案件⑤について

- 【 問 】 競争関係の確認をしたい。
- 【 答 】 平成30年度は2者の参加があったが、直近の2年は1者のみであった。一般的なソフトを使用しての入力作業など、業務内容に特殊性はない。他の業者が参加できないほど予定価格が低いとは考えられず、参加条件についても難しいものではなかったと考えられる。
- 【 問 】 平成30年度も今年受注した業者が落札したのか。
- 【 答 】 別の業者が落札した。今年の落札業者が受注し続けているわけではない。
- 【委員意見】 入札結果に問題はない。

令和2年度宇治市入札監視委員会 第3回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 令和3年2月8日(月) 10時00分～11時30分

2. 開催場所 市役所5階501会議室(web会議)

3. 出席者

委員会：内村委員長、中田委員、田窪委員

事務局：本城総務部長、松井契約課長、山田契約係長

関係課：横山上下水道部技術参事、飯田雨水対策課長、中田管財課長、前川消防総務課長、河田IT推進課長、船川下水道建設課副課長、向井雨水対策課建設係長
ほか

4. 報告案件

(1) 令和2年度第3四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 指名停止の状況について

c 令和2年10月1日～令和2年12月31日の間に入札した案件数について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【工事・条件付一般競争入札】

90345-1 槇島関連面整備(戸ノ内その4)管渠建設工事

②【工事・条件付一般競争入札】

91639-1 槇島関連面整備(目川その9)管渠建設工事

③【工事・簡易公募型指名競争入札】

90439-1 宇治5号排水路(分水ゲート)撤去工事

④【役務・公募型指名競争入札】

90515-2 庁舎設備運転及び保守点検維持管理業務委託ほか

⑤【物品・簡易公募型指名競争入札】

92004-1 テレワーク用モバイルルーター一式

II. 会議の結果

1. 経過

令和2年10月1日から令和2年12月31日までに入札した工事57件、コンサルタント13件、物品43件、役務61件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件の結果は案件毎の個別の事情によるものであり、特に問題が見受けられるものでない。予定価格等事後公表については、概ね全体を通して弊害なく実施できているように見受けられるが、引き続き今後の推移を検証していく必要がある。

一方、事後公表案件で、最低制限価格未満での入札により多くの業者が無効となった案件について、低価格で入札をした企業努力が実らないという指摘があったことから、最低制限価格の在り方について検討を進めていく必要がある。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】 予定価格等事後公表が入札結果に与えた影響について確認したい。

【答】 参加業者も多く、比較的最低制限価格に近い金額で入札している業者が多かったことから、しっかりと積算されており競争関係が成り立っていると思われる。

【委員意見】 予定価格等事後公表については弊害なく実施できていることが確認できた。

審議案件②について

【問】 予定価格等事後公表が入札結果に与えた影響について確認したい。

1者だけが特に低い金額で入札しているが、担当課が想定していたものとは別の積算をしていたのではないか。

【答】 今回の工事については、推進工法が多くの割合を占める工事であり、使用機材、資材等の影響で入札額に差が出る可能性があるのではないかとと思われる。

【問】 最低制限価格設定の趣旨は理解できるが、最低制限価格未満の入札で無効になっている業者が多く見受けられる。このような結果は、企業努力を正当に評価できていない可能性を生じさせており、最低制限価格の制度の在り方については工夫が必要なのではないか。

【答】 最低制限価格については、国が定める基準に準拠し、運用している。

【委員意見】 予定価格等事後公表については弊害なく実施できているが、最低制限価格の今後の在り方については研究してほしい。

審議案件③について

【問】 工事内容は特殊性は認められないが、全者辞退に至った経緯について確認したい。

【 答 】 工事内容については特に難易度が高いものではなかったが、技術者の配置が困難であったため、全者が辞退することとなった。

【 問 】 2回目においても辞退者が出ているが、技術者不足によるものか。

【 答 】 2回目においては、1回目の入札で辞退した3者が入札に参加しているが、辞退者については、やはり時期的な技術者不足が要因であったことが考えられる。

【委員意見】 不調の経過について確認できた。

審議案件④について

【 問 】 1回目参加者辞退のため再発注した経緯について確認したい。

【 答 】 1回目の入札では1者のみ参加表明があったが、金額が合わず、辞退となったため、予定価格を変更した上で2回目の入札を行った。

【委員意見】 1回目参加者辞退となった経緯について確認できた。

審議案件⑤について

【 問 】 対象物品は専門性・特殊性がある物品とは認められないが、指名業者数が1者であった点について確認したい。

【 答 】 通信事業者を含んだ複数業者の参加を見込んでいたが、結果として1者だけの入札となった。

【 問 】 機器とキャリアの発注を分離している理由はなぜか。

【 答 】 分離することで機器販売業者の参加機会を増やす事を目的としている。

【委員意見】 入札結果に問題は見られないが、競争環境を整えるため、次の発注の機会には、より多くの業者に参加してもらうよう、工夫が必要である。